

議案第75号

葛飾区かつしかボランティアセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

使用料の額及び使用単位を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区かつしかボランティアセンター条例の一部を改正する条例

葛飾区かつしかボランティアセンター条例（平成元年葛飾区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「区長は」を「葛飾区長（以下「区長」という。）は」に改める。

第6条及び第12条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

使用単位 施設等	午前	午後（1）	午後（2）	午後（全）	夜間	全日
活動室	400円	300円	300円	600円	700円	1,400円
備付器具	1件当たり6,000円の範囲内において規則で定める額	1件当たり3,000円の範囲内において規則で定める額	1件当たり3,000円の範囲内において規則で定める額	1件当たり6,000円の範囲内において規則で定める額	1件当たり6,000円の範囲内において規則で定める額	1件当たり18,000円の範囲内において規則で定める額

備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後（1）」とは午後1時から午後3時までを、「午後（2）」とは午後3時30分から午後5時30分までを、「午後（全）」とは午後1時から午後5時30分までを、「夜間」とは午後6時

から午後9時30分までを、「全日」とは午前9時から午後9時30分までをいう。

2 使用者が使用単位の時間を超えて施設等を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用単位に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後（1）、午前と午後（全）、午後（1）と午後（2）、午後（2）と夜間又は午後（全）と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

- ① 午前 当該施設等につき午前の欄に定める使用料の2割相当額
- ② 午後（1） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
- ③ 午後（2） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
- ④ 午後（全） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
- ⑤ 夜間 当該施設等につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額
- ⑥ 全日 当該施設等につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

別表第2（第7条関係）

使用単位 施設等	午前	午後（1）	午後（2）	午後（全）	夜間	全日
活動室	1,200円	900円	900円	1,800円	2,100円	4,200円
備付器具	1件当たり 6,000 円の範囲 内において規則で 定める額	1件当たり 3,000 円の範囲 内において規則で 定める額	1件当たり 3,000 円の範囲 内において規則で 定める額	1件当たり 6,000 円の範囲 内において規則で 定める額	1件当たり 6,000 円の範囲 内において規則で 定める額	1件当たり 18,000 円の範囲 内において規則で 定める額

備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後（1）」とは午後1時から午後3時までを、「午後（2）」とは午後3時30分から午後5時30分までを、「午後（全）」とは午後1時から午後5時30分までを、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までを、「全日」とは午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 使用者が使用単位の時間を超えて施設等を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用単位に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後（1）、午前と午後（全）、午後（1）と午後（2）、午後（2）と夜間又は

午後（全）と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

㉑) 午前 当該施設等につき午前の欄に定める使用料の2割相当額

㉒) 午後（1） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額

㉓) 午後（2） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額

㉔) 午後（全） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額

㉕) 夜間 当該施設等につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

㉖) 全日 当該施設等につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用について適用する。

（準備行為）

3 改正後の第5条の規定による使用の承認その他の行為は、施行日前においても行うことができる。